

群馬県障害者情報化支援センター運営事業委託業務仕様書

1. 目的

障害者のIT機器（パソコン、スマートフォン等）利用を総合的に支援することで、障害者の情報収集やコミュニケーションの幅を広げ、自立と社会参加を促進することを目的とする。

2. 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 場所

群馬県社会福祉総合センター2階南側（前橋市新前橋町13-12）

※当部署での共用承認となっているため、家賃及び光熱費の負担はない。

4. 事業稼働日

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休館日

5. 業務内容

(1) 障害者向け体験実習及び講習会

インターネットに接続し、障害者の使用に適した入力装置や支援ソフト等を搭載したパソコン等を整備し、体験実習及び講習会を行う。

(2) 相談事業

来場、電話、FAX、E-MAIL等で障害者のIT機器活用について相談に応じるほか、障害に応じた入力装置や支援ソフトについてアドバイスする。

(3) ITサポートボランティアの養成

ITサポートボランティア養成講座を企画・実施する。

(4) 出張講習の実施

重度障害者で外出が困難な方の自宅や事業所に講師を派遣し、IT機器操作訓練を行う。

(5) その他

障害者のIT機器利用支援及び活用促進のために必要な情報収集、情報提供を行うとともに、当該センターの目的に資する事業の企画と実践を行う。

6. 留意事項

(1) 障害者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等と連携を密

にするとともに、ITに関する情報収集に努めなければならない。

- (2) IT機器の体験実習が効果的に行えるよう、可能な限り多種の情報機器を備えるとともに、インターネット等を活用し、ITに関する情報提供に努めなければならない。
- (3) 群馬県が設置する一般県民に対するサービス提供施設であることを常に念頭に置き、来場者及び電話等に対し、親切かつ丁寧な対応を行うこと。
- (4) 当該センターは群馬県社会福祉総合センターの一部を利用するため、運営に当たっては、群馬県のほか、必要に応じ群馬県社会福祉総合センターの運営を行う群馬県社会福祉事業団と協議すること。